

坂戸市見守りネットワーク設置要領

(趣旨)

第1条 坂戸市（以下「市」という。）と市民や関係団体等によるネットワークを構築し、高齢者、障害者並びに障害を持つと思われる者等（以下「高齢者等」という。）の生活を見守り、異変や虐待の疑いや、消費者被害の情報を得た場合等は、適切な機関等に連絡し、対象者が孤立することなく、安心して生活を送ることが出来る地域を形成することを趣旨として坂戸市見守りネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

(構成)

第2条 ネットワークは、市及び次の各号に掲げるもの（以下「構成団体等」という。）で構成する。

- (1) 高齢者及び障害者等の支援に関わる公共機関及び市内に所在する公共的な活動を行う団体（以下「関係団体」という。）で、別表1に掲げるものとする。
- (2) ネットワークの趣旨に賛同する市内の事業者等（以下「協力団体」という。）
- (3) ネットワークの趣旨に賛同する坂戸市市民後見人候補者名簿に登録した者、認知症サポーター、その他市民（以下「協力者」という。）

(ネットワークの目的)

第3条 ネットワークの目的は次の各号とする。

- (1) 構成団体等の共通認識や情報の共有を図り、構成団体等の業務の中で、可能な範囲で高齢者等の見守り活動や支援等を目的とする。
- (2) 消費者安全確保地域協議会に位置付け、消費者被害の防止を図るものとする。
- (3) 認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議）に規定するチームオレンジに位置付け、認知症対策の充実を図るものとする。
- (4) 坂戸市成年後見センター(中核機関)の地域連携ネットワークとして位置付け、連携協力しあえる体制を目指す。

(所掌事務)

第4条 ネットワークの所掌事務（以下「ネットワーク活動」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者等の虐待の防止及び早期発見に関すること。
- (2) 高齢者等の地域における見守り及び支援体制に関すること。
- (3) 高齢者等の消費者被害に関すること。
- (4) 認知症対策事業の協力に関すること。
- (5) 前各号に掲げる事項の情報共有、普及啓発に関すること。
- (6) ネットワークの連携強化に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、高齢者等の支援に関すること。

(市の役割)

第5条 市は、次に掲げる業務を行う。

- (1) ネットワーク活動及び虐待防止に関する普及啓発
- (2) ネットワーク活動に関する構成団体等との連絡調整
- (3) ネットワーク活動に関する研修会の企画運営
- (4) その他、ネットワークの活動に関し必要な業務

(構成団体等の役割)

第6条 構成団体等はネットワークの趣旨や目的を住民及び団体関係者に周知するとともに、異変、虐待や消費者被害等が疑われる場合は市の関係各部署に通報し、状況に応じて必要な協力を行うものとする。

2 認知症高齢者等の支援の充実を図るため、ネットワークや関係団体が主催する研修会等に参加するとともに、可能な範囲で支援を行うものとする。

(協力団体及び協力者の届出要件)

第7条 協力団体の届出要件は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 営利、宗教、政治活動を目的としていないこと。
- (2) 協力団体の構成員及び協力者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は坂戸市暴力団排除条例（平成24年条例第29号）に規定する暴力団関係者ではないこと。

(協力団体又は協力者の届出)

第8条 協力団体又は協力者としてネットワークの活動に参加しようとするものは、坂戸市見守りネットワーク届出書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、届出を行った協力団体の名称等をインターネット等により公表するものとする。ただし、当該協力団体は公表を希望しないこともできる。

3 市長は、届出を行った協力団体及び協力者が、坂戸市見守りネットワーク辞退届（様式第2号）により辞退を届け出たとき又は協力団体若しくは協力者として不適當であると市長が認めたときは、登録を取り消すものとする。

4 団体名等に変更がある場合は、速やかに市へ報告し、常に正確な開催情報を市へ提供すること。

(守秘義務)

第9条 構成団体等は、ネットワークの活動において知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする

(所管課)

第10条 ネットワークの運営を所管する課は別表2のとおりとする。

2 ネットワークの庶務は高齢者福祉課が行う。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

2 協力団体又は協力者の登録に関し必要な手続その他の行為は、この要領の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要領は、平成27年8月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月10日から施行する。

別表 1

番 号	団体名
1	西入間警察署
2	坂戸・鶴ヶ島消防組合
3	坂戸、鶴ヶ島水道企業団
4	坂戸、鶴ヶ島下水道組合
5	坂戸鶴ヶ島医師会
6	坂戸鶴ヶ島歯科医師会
7	埼玉県坂戸保健所
8	坂戸市社会福祉協議会
9	坂戸市商工会
10	坂戸市民生委員・児童委員協議会連合会
11	坂戸市老人クラブ連合会
12	坂戸市地域包括支援センター
13	坂戸市介護保険事業者連絡会
14	坂戸市障害者等相談支援センター
15	さいたま地方法務局川越支局
16	川越人権擁護委員協議会坂戸・鶴ヶ島部会（坂戸担当）
17	障害福祉サービス事業者
18	坂戸市障害者等基幹相談支援センター
19	坂戸市消費生活センター
20	坂戸市区長会
21	生活支援体制整備事業協議体
22	埼玉司法書士会坂戸支部
23	市長が必要と認める者

別表 2

所管課
高齢者福祉課
障害者福祉課
福祉総務課
市民生活課
市民健康センター

様式第1号（第8条関係）

坂戸市見守りネットワーク届出書

年 月 日

坂戸市長あて

〒

所在地

名称及び

代表者氏名

電話番号 ()

FAX番号 ()

メールアドレス

業種等

坂戸市見守りネットワークの趣旨に賛同し届出をいたします。
また、ネットワークへの参加に際し、下記の事項を遵守します。
なお、登録情報（事業所名称、所在地、電話番号）を広報さかど、ホームページ等で公表することに（同意します。同意しません。）

記

- 1 見守りネットワーク活動で知り得た秘密は漏らしません。
また、ネットワーク活動を辞退した後も同様とします。
- 2 見守りネットワーク活動の名称を用いた営利活動、各種あっせん、宗教活動等の見守りネットワークの目的に適さない行為は行いません。
- 3 当事業所社員等に対して、見守りネットワーク活動の趣旨、守秘義務等遵守事項の周知徹底を図ります。

様式第2号（第8条関係）

坂戸市見守りネットワーク辞退届

年 月 日

坂戸市長あて

〒

所在地

名称及び

代表者氏名

電話番号 ()

FAX番号 ()

メールアドレス

業種等

坂戸市見守りネットワークを辞退したいので、届出ます。

なお、辞退後も、坂戸市見守りネットワークの活動において知り得た秘密は漏らさないことを誓約します。